

事務連絡
令和7年6月16日

各都道府県
宗教法人事務主管課 御中

文化庁宗務課

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策広報用リーフレットについて（周知）

令和3年8月にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組みである「金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）」が公表した第4次 FATF 対日審査報告書において、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与に巻き込まれる可能性があるとの指摘がなされました。

当該指摘を踏まえ、文化庁では、これまでも「宗教法人のための運営ガイドブック」や宗教法人実務研修会において、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあるとして、注意喚起を行ってきたところです。

そして今般、財務省から、宗教法人を含む日本の非営利団体に向けて、テロ資金供与対策を呼びかける広報用リーフレットを新たに作成した旨の連絡があり、当該リーフレットについて、別添のとおり、各文部科学大臣所轄宗教法人代表役員宛てに周知するとともに、下記文化庁ホームページにも掲載しています。

については、貴都道府県におかれても所轄宗教法人に対する周知方よろしく取り計らい願います。

- 「非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット」（財務省作成）
- 宗教活動の継続が困難となった場合には（文化庁ホームページ）
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

(本件担当)
文化庁宗務課法規係
電話：03-5253-4111（内線 2854）
E-mail : syuumu@mext.go.jp

事務連絡
令和7年6月16日

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課

宗教法人を含む非営利活動を行う団体に向けたテロ資金供与対策広報用リーフレットについて（周知）

令和3年8月にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組みである「金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）」が公表した第4次 FATF 対日審査報告書において、宗教法人を含む日本の非営利団体が、知らず知らずのうちにテロ資金供与に巻き込まれる可能性があるとの指摘がなされました。

当該指摘を踏まえ、文化庁では、これまでにも「宗教法人のための運営ガイドブック」や宗教法人実務研修会において、いわゆる不活動宗教法人の放置や宗教法人の売買に類似した取引によって、宗教法人格が脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為に悪用されるおそれがあるとして、注意喚起を行ってきたところです。

そして今般、財務省から、宗教法人を含む日本の非営利団体に向けて、テロ資金供与対策を呼びかける広報用リーフレットを新たに別添のとおり作成した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

各文部科学大臣所轄宗教法人におかれでは、当該リーフレットの記載内容について十分御了知いただくとともに、宗教法人格の悪用の不安や疑いがある場合は、早めに所轄庁や警察に御相談いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該リーフレットは、下記文化庁ホームページにも掲載しています。当該ページでは、宗教活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁における不活動宗教法人対策の取組についても御紹介していますので、合わせて御覧ください。

- 「非営利団体向けテロ資金供与対策広報用リーフレット」（財務省作成）
- 宗教活動の継続が困難となった場合には（文化庁ホームページ）
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

(本件担当)
文化庁宗務課法規係
電話：03-5253-4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp